

令和2年度 津市水道事業指定給水装置工事事業者講習会 アンケートについての質問と回答

質問：給水装置工事主任技術者研修の現地研修会講習の開催をお願いいたします。

回答：津市上下水道事業局で主催する予定はありません。公益財団法人給水工事技術振興財団が開催する講習会等の受講をご検討下さい。

質問：新規入札参加の要件は？

回答：津市水道事業配水管工事競争入札参加資格審査要綱第3条及び第4条の規定により、下記の(1)～(3)の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 津市の土木一式工事の資格要件を満たしている者
- (2) 津市上下水道事業局及び上下水道管理局の発注する配水管工事への入札参加を希望し、申し出のあった者
- (3) 津市水道技術管理者が毎年原則として3月に実施する水道技術講習会を受講した者。ただし、水道技術講習会までに津市水道事業指定給水装置工事事業者規程に定める津市水道事業指定給水装置工事事業者であること。

※事業を休止中又は指定の効力の停止期間中の者は除く。

質問：次回も講習会ではなく、自己学習形式を採用して欲しいです。

回答：来年度以降の講習会については事業者様のご意見や新型コロナウイルス感染症の流行状況等を考慮し判断します。

質問：既設集合住宅の空室の水まわり改修後に行う圧力テスト及びエア抜きのために、一時的に通水して水を使用するのも無断通水・メーターの不正使用の範囲になりますか？

回答：無断通水・メーターの不正使用となります。必ず開栓のご連絡をお願いします。

質問：指定装置工事事業者の休止を届けでた場合、その期間は5年の期間にカウントされますか？

回答：カウントします。

質問：メーター止水栓は、1種類指定ですが数種類から選定できますか？

回答：口径によりますが、たいていは1種類の指定となります。

質問：個人事業者としまして今回のような自己学習形式は時間的に都合のよいタイミングで学習できるのでありがたいです。日程が決まっている場合は、緊急の何かが発生した時にどうしようと不安があります。講習会是最優先にはなりますが。

回答：可能な限り講習会にはご参加いただきたく考えておりますが、最終的には事業者様のご判断となります。局としましても多数の事業者様にご参加いただけるよう開催方法については検討します。

質問：自身で時間が選べて時間の有効利用となりとても有り難かったです。もし可能であれば、今後は動画も考えて頂ければ嬉しいです。

回答：来年度以降の講習会については事業者様のご意見や新型コロナウイルス感染症の流行状況等を考慮し開催方法を決定する予定です。

質問：管の識別にQRコードなどがあれば、どんな管種、施工日などの情報がわかれば、配管の接続ミスなどなくなるのではと思います。

回答：現在現場にて識別できる情報としては埋設表示シートや管明示テープとなります。これに加え津市上下水道事業局にて配管図面や過去の工事記録を確認することができますのでご活用下さい。現時点でQRコードによる識別は技術や費用面から容易ではないですが今回のご意見を踏まえて今後検討していきます。

質問：三重県全体で、給水装置工事の事務手続きの統廃合の予定はあるのでしょうか？

回答：現時点で具体的な予定はありません。

質問：指定給水装置工事事業者更新について更新の申請までに何かしておく事はありますか？

回答：特にありません。更新に必要な書類の準備に日数を要するものではありませんので更新のタイミングに入ってから大丈夫です。

質問：このような講習会等を、インターネットでやっていただけるとすごく助かります。今後申請等もインターネットでできるようになればと思います。

回答：来年度以降の講習会については事業者様のご意見や新型コロナウイルス感染症の流行状況等を考慮し開催方法を決定する予定です。また、インターネットでの申請について現時点で予定はありませんが、今後検討していきます。

質問：新法令制定前からの指定業者向きの講習内容だと思うので仕方ないと思いますが、昨年末に給水装置工事主任技術者に合格したばかりの身としては、既に頭に入っている内容ばかりなので、もう少し実践に即した内容や施工不良事例を多く取り上げて貰うと良かった

回答：今回のご意見を踏まえて来年度以降の講習会の内容を検討していきます。

質問：配管技能工は下請け業者でも良いか？

回答：「適切に作業を行うことができる技能を有する者」における配管技能士等の資格保有者の従事は下請けでも問題はありません。